

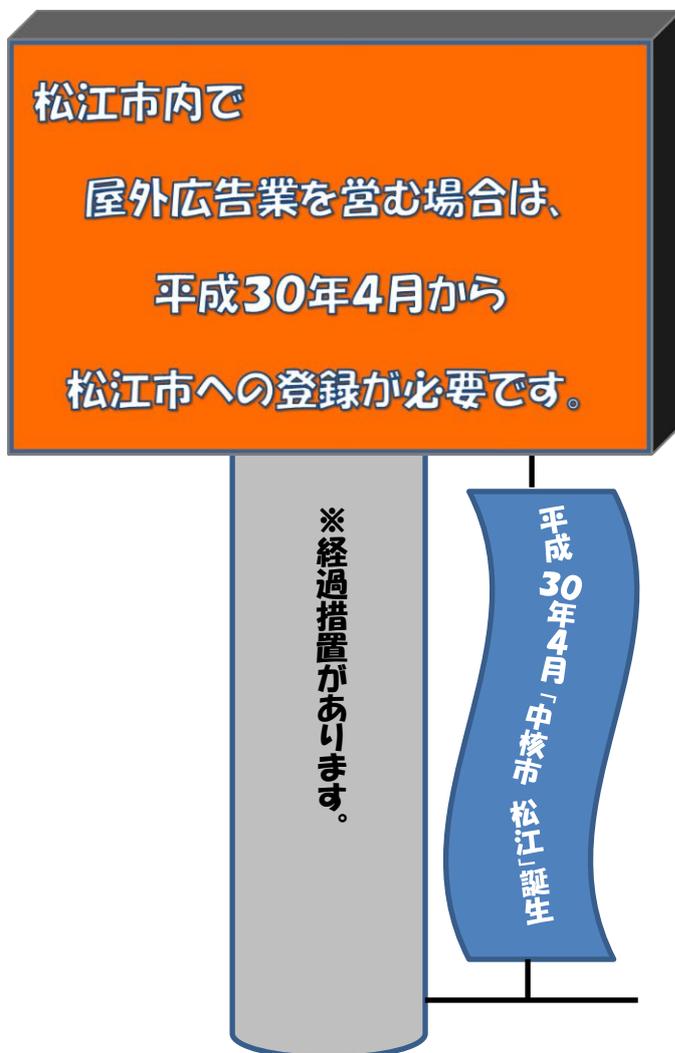
《平成30年4月「中核市 松江」誕生！》

○屋外広告業を営むには登録が必要です

松江市が中核市として誕生する平成30年4月1日から、松江市内で屋外広告業を営もうとする方は、松江市長に登録が必要です。

今までは、島根県知事に登録が必要でしたが、松江市が中核市となり屋外広告業の登録事務を引き継ぐこととなったためです。

松江市内で屋外広告業を営んでいる方が屋外広告物の表示又は掲出物件の設置の工事等を行うおうとする場合は松江市内に営業所を有しているか否かにかかわらず、他の自治体の屋外広告物条例の適用される区域に所在する営業所であっても、登録制度の対象となります。



（県登録有の場合）

屋外広告業登録届出については屋外広告業登録の手引き（平成30年4月1日）をご覧ください。

【手続きフロー】

①届出書

↓

②登録通知送付

↓

③標識の掲示
帳簿の作成

※記入例は別紙のとおりです。
※添付書類、手数料は必要ありません。

◎届出書部数
正本1部
副本1部
（写し可）

■ : 登録届出者 ● : 松江市

📄 屋外広告業登録に関する申請・届出様式：総合メニュー>暮らしのガイド>まちづくり>景観・屋外広告物>屋外広告物>屋外広告物について>

※経過措置

平成30年4月1日の時点で島根県知事の登録を受けている方（当該登録有効期間の開始日が平成30年4月1日以降である者を除く。）で、松江市の区域内にて引き続き屋外広告業を営もうとする方は、届け出だけで登録されます。（添付書類、手数料は必要ありません。）

※登録の有効期間は島根県知事の登録を受けている有効期間満了の日まで。

【受付開始日】平成30年3月1日～ 【受付方法】窓口、または郵送でお願いします。

○登録には申請が必要です ※登録届出は附則別記様式

登録（新規・更新）の手続き ※申請用紙はいずれも同じ用紙をご使用ください。

屋外広告業登録申請書（様式第19号）に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、松江市まちづくり文化財課に申請してください。

新規、更新の登録について詳しくは「屋外広告業登録の手引き（平成30年4月）」をご覧ください。（登録申請書の記入例もあります。）

更新登録の注意点

登録の有効期間は、新規、更新共に5年です。

更新登録を受けるには、現在の登録有効期間が満了する日の30前までに登録申請をしてください。

更新登録がなされたときは、その登録の有効期間（5年）は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとします。

例えば平成31年3月31日に登録期間満了日を迎える屋外広告業者の方が更新登録すると、その有効期間の開始は平成31年4月1日となります。

また、登録事項に変更がある場合は、まず変更の手続きを行っていただき、その後に更新申請を行ってください。

・業務主任者の選任

登録に当たっては、次のうちから、営業所ごとに業務主任者を選出しなければなりません。

■屋外広告士

■都道府県、政令市、中核市が行う講習会の修了者

■広告美術仕上げに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者

・登録有効期間

5年間有効です。なお、有効期間の満了後も引続き屋外広告業を営まれる場合は、更新の手続きが必要です。

・登録手数料

新規、更新いずれも1件に付10,000円の手数料が必要です。

更新申請が受理されますと、納入通知書を送りますので指定の金融機関でお支払いください。

・標識の掲示

登録後、営業所の見やすい場所に、氏名、登録番号等を記載した標識（屋外広告業登録票（様式第31号））を掲示してください。

・帳簿の作成

登録後、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに、帳簿（様式第 32 号）を作成し、営業所に備えてください。そして、事業年度の末日で閉鎖し、その後 5 年間保存しなければなりません。

・変更届・廃業届

登録事項に変更があったときは、変更の日から 30 日以内に、屋外広告業登録事項変更届（様式第 24 号）に必要事項を記入の上、必要書類を添付し、まちづくり文化財課に届け出なければなりません。（手数料は必要ありません。）

また、廃業等の場合も、30 日以内に、屋外広告業廃業届（様式第 25 号）に必要事項を記入し、まちづくり文化財課に届け出なければなりません。（手数料は必要ありません。）

・登録の取消・営業停止命令

不正の手段により屋外広告業の登録を受けた場合は、登録を取り消すか、6 ヶ月以内の期間を定めて、営業の全部または一部の停止を命じられることがあります。

・罰則

屋外広告業の登録に関し、条例に違反した場合、罰則が科せられます。

例) 登録を受けないで屋外広告業を営んだ場合者 → 1 年以下の懲役または 50 万円以下の罰金

屋外広告業の登録制にかかる様式

各種様式

登録届出をするときの書式（県登録有の場合）	屋外広告号登録届出書（附則別記様式）
登録申請をするときの書式	屋外広告業登録申請書（様式第 19 号）
登録拒否要件に該当しない旨を誓約する書式	誓約書（様式第 20 号）
申請者等の略歴を記載する書面	略歴書（様式第 21 号）
登録事項に変更があった時の書式	屋外広告業登録事項変更届（様式第 24 号）
松江市内で屋外広告業を廃業した時の書式	屋外広告業廃業等届（様式第 25 号）
登録後に営業所ごとに掲示する標識	屋外広告業者登録票（様式第 31 号）
登録後に営業所で受注ごとに作成する帳簿	帳簿（様式第 32 号）